

## 金融商品取引法の一部を改正する法律

### (金融商品取引法の一部改正)

第一条 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「次条」を「次条第一項」に改める。

第二十六条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関する必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の二第一項ただし書中「ただし、」の下に「適用除外買付け等」を加え、「及び株券等」を「株券等」に改め、「定める株券等の買付け等」の下に「をいう。第四号において同じ。」を加え、同項第四号中「よるもの」の下に「及び適用除外買付け等」を加える。

第二十七条の三第二項及び第二十七条の十一第三項中「第一百六十七条、」を削る。

第二十七条の二十二に次の二項を加える。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に関する必要があると

認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の二十二の二第二項中「及び前条第一項」を「及び前条（第二項を除く。）」に改め、「認められる者」との下に「同条第三項中「前二項」とあるのは「第二十七条の二十二の二第二項において準用する第一項」とを加える。

第二十七条の二十五第一項ただし書中「百分の一以上減少したことによる変更報告書で当該変更報告書に記載された株券等保有割合が百分の五以下であるもの」を「百分の五以下であることが記載された変更報告書」に改める。

第二十七条の三十に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告若しくは資料の提出の命令若しくは検査又は前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二十七条の三十二第一項中「第一百八十五条の七第二十九項第五号」を「第一百八十五条の七第三十一項第五号」に改める。

第二十七条の三十四中「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に改める。

第二十七条の三十五に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告若しくは資料の提出の命令又は検査に關して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第七十九条の四十九第一項中第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しきは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務

八 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二百二十六条の四第三項に規定する特別監視代行者の業務

## 九 預金保険法第百二十六条の六第一項に規定する機構代理の業務

第七十九条の五十三第四項中「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」の下に「第三百七十七条第一項の規定による更生手続開始の申立て、同法第四百四十六条第一項の規定による再生手続開始の申立て又は同法」を加え、同条第五項中「第三百七十九条第二項、第四百四十八条第二項」を「第三百七十九条、第四百四十八条」に改める。

第七十九条の五十五第二項中「（平成十六年法律第七十五号）」を削る。

第一百六十三条第一項中「又は第九号」を「第九号又は第十一号」に改め、「発行者（以下この条から第一百六十六条まで）」の下に「及び第一百六十七条の二第一項」を、「の役員」の下に「（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二条第十二項に規定する投資法人である上場会社等（第一百六十六条において「上場投資法人等」という。）の資産運用会社（同法第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。第一百六十六条において同じ。）の役員を含む。以下この条から第一百六十五条までにおいて同じ。）」を加え、「同項第五号」を「第一条第一項第五号」に、「若しくは第九号」を「第九号若しくは第十一号」に改め、「関連有価証券（以下の条から第一百六十六条まで）」の下に「第一百六十七条の二第一項、第一百七十五条

の二及び第一百九十七条の二第十四号」を加える。

第一百六十四条第二項中「又は出資者」を「出資者又は投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、同条第二十三項に規定する外国投資法人の社員を含む。）」に改める。

第一百六十六条第一項中「デリバティップ取引（以下この条）の下に「、第一百六十七条の二第一項、第一百七十五条の二第一項及び第一百九十七条の二第十四号」を加え、同項第一号中「子会社」の下に「並びに当該上場会社等が上場投資法人等である場合における当該上場会社等の資産運用会社及びその特定関係法人」を加え、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 当該上場会社等の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下この号において同じ。）又は同法第一百二十八条の二第二項において準用する会社法第四百三十三条第三項に定める権利を有する投資主（これらの投資主が法人であるときはその役員等を、これらの投資主が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）投資信託及び投資法人に関する法律第一百二十八条の三第一項に定める権利又は同条第二項において準用する会社法第

四百三十三条第三項に定める権利の行使に關し知つたとき。

第一百六十六条第一項第五号中「第二号」の下に「第二号の一」を加え、同条第二項中「及び第六号」を「第六号、第九号、第十号、第十二号及び第十三号」に改め、同項第一号中「当該上場会社等の」を「当該上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）」に改め、同項に次の六号を加える。

九 当該上場会社等（上場投資法人等に限る。次号から第十四号までにおいて同じ。）の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 資産の運用に係る委託契約の締結又はその解約

ロ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集

#### ハ 投資口の分割

#### 二 金銭の分配

## ホ 合併

ヘ 解散（合併による解散を除く。）

ト イからヘまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

十 当該上場会社等に次に掲げる事実が発生したこと。

イ 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

ロ 特定有価証券又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事

## 実

ハ イ又はロに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

十一 当該上場会社等の営業収益、経常利益若しくは純利益（第四項第二号において「営業収益等」という。）又は第九号ニに規定する分配について、公表がされた直近の予想値（当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間（投資信託及び投資法人に関する法律第百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。以下この号において同じ。）の実績値）に比較して当該上場会社等が新たに算出した予想値又は当営業期間の決算において差異（投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして内閣

府令で定める基準に該当するものに限る。）が生じたこと。

十二 当該上場会社等の資産運用会社の業務執行を決定する機関が当該資産運用会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ 当該上場会社等から委託を受けて行う資産の運用であつて、当該上場会社等による特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。第五項第一号において同じ。）の取得若しくは譲渡又は貸借が行われることとなるもの

ロ 当該上場会社等と締結した資産の運用に係る委託契約の解約

ハ 株式交換

二 株式移転

ホ 合併

ヘ 解散（合併による解散を除く。）

ト イから今までに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

十三 当該上場会社等の資産運用会社に次に掲げる事実が発生したこと。

イ 第五十二条第一項の規定による第二十九条の登録の取消し、同項の規定による当該上場会社等の委託を受けて行う資産の運用に係る業務の停止の処分その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分

口 特定関係法人の異動

ハ 主要株主の異動

二 イからハまでに掲げる事実に準ずる事実として政令で定める事実

十四 第九号から前号までに掲げる事実を除き、当該上場会社等の運営、業務又は財産に関する重要な事実であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

第一百六十六条第四項中「及び第七号」を「、第七号、第九号、第十一号及び第十二号」に、「上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実、上場会社等の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは第二項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等について、当該上

場会社等又は当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要な事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。以下この項において同じ。）」を「次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定める者」に、「上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社」を「各号に定める者」に改め、「第二十五条第一項」の下に「（第二十七条において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の各号を加える。

一 上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要な事実であつて第二項第一号から第八号までに規定するもの、上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号において同じ。）の業務執行を決定する機関の決定、上場会社等の売上高等若しくは同項第一号トに規定する配当、上場会社等の属する企業集団の売上高等、上場会社等の子会社の業務執行を決定する機関の決定又は上場会社等の子会社の売上高等　当該上場会社等又は当該上場会社等の子会社（子会社については、当該子会社の第一項に規定する業務等に関する重要な事実、当該子会社の業務執行を決定する機関の決定又は当該子会社の売上高等に限る。）

二 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要な事実であつて第二項第九号若しくは第

十一号に規定するもの、上場投資法人等の業務執行を決定する機関の決定又は上場投資法人等の営業収益等若しくは同項第九号ニに規定する分配 当該上場投資法人等

三 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第十二号に規定するもの又は上場投資法人等の資産運用会社の業務執行を決定する機関の決定 当該上場投資法人等の

#### 資産運用会社

四 上場投資法人等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実であつて第二項第十号、第十三号又は第十四号に規定するもの 当該上場投資法人等又は当該上場投資法人等の資産運用会社

第一百六十六条第五項中「いう」を「いい、第一項及び第二項において「特定関係法人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう」に改め、同項に次の各号を加える。

一 上場投資法人等の資産運用会社を支配する会社として政令で定めるもの

二 上場投資法人等の資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）のうち、当該資産運用会社が当該上場投資法人等の委託を受けて行う運用の対象となる特定資産の価値に重大な影響を及ぼす取引を行い、又は行つた法人として

## 政令で定めるもの

第一百六十六条第六項第三号中「請求」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第百四十一  
条第一項、第一百四十九条の三第一項、第一百四十九条の八第一項若しくは第百四十九条の十三第一項の規定  
による投資口の買取りの請求」を加え、同項第四号中「取締役会」の下に「（これに相当するものとして  
政令で定める機関を含む。次条第五項第五号において同じ。）」を加え、同項第六号中「新株予約権付社  
債券を除く。」の下に「、第二条第一項第十一号に規定する投資法人債券」を加え、同項第七号中「第  
一項又は第三項の規定に該当する者」を「第一項に規定する業務等に関する重要な事実を知つた者が当該業  
務等に関する重要な事実を知つてゐる者と」に、「更に第一項」を「更に同項」に改め、同項第十号中「次  
条第五項第十号」を「次条第五項第十二号」に改める。

第一百六十七条第一項中「する者（以下この条）の下に「及び次条第二項」を、「関連株券等（以下この  
条）の下に「、次条第二項、第一百七十五条の二及び第一百九十七条の二第十五号」を、「。以下この条」の  
下に「、次条第二項、第一百七十五条の二第二項及び第一百九十七条の二第十五号」を加え、「一年」を「六  
月」に改め、同項第五号中「第二号」の下に「、第四号」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の

次に次の一号を加える。

五 当該公開買付け等（上場株券等の第二十七条の一「十二」の二第一項に規定する公開買付けを除く。）に係る上場等株券等の発行者（その役員等を含む。）当該公開買付者等からの伝達により知つたときは（当該役員等にあつては、その者の職務に関し当該公開買付者等からの伝達により知つたとき。）。

第一百六十七条第三項中「この項」の下に「及び第五項」を、「この条」の下に「、次条第二項、第一百七十五条の二第二項及び第一百九十七条の二第十五号」を加え、「同項各号」を「第一項各号」に改め、同条第四項中「第二十七条の三第一項（第二十七条の一「十二」の二第二項において準用する場合を含む。）の下に「。次項第八号において同じ」を加え、「以下この項」を「同号」に、「第二十七条の十四第一項」を「第二十七条の三第二項（第二十七条の一「十二」の二第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）」に改め、「公開買付届出書若しくは」の下に「第二十七条の十一第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五項第三号中「請求」の下に「（これらに相当する他の法令の規定による請求として政令で定めるものを含む。）」を加え、「株式等」を「株券

等」に改め、同項第五号中「である会社」を削り、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第八号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の二号を加える。

八 特定公開買付者等関係者（公開買付者等関係者であつて第一項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つたものをいう。次号において同じ。）から当該公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者（その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（当該伝達を受けた者が第二十七条の三第一項の規定により行う公告において次に掲げる事項が明示され、かつ、これらの事項が記載された当該伝達を受けた者の提出した同条第二項の公開買付届出書が第二十七条の十四第一項の規定により公衆の縦覧に供された場合に限る。）

イ 当該伝達を行つた者の氏名又は名称  
ロ 当該伝達を受けた時期

ハ 当該伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項

九 特定公開買付者等関係者であつて第一項第一号に掲げる者以外のもの又は特定公開買付者等関係者

から同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実の伝達を受けた者（特定公開買付者等関係者を除き、その者が法人であるときはその役員等を、その者が法人以外の者であるときはその代理人又は使用人を含む。）が株券等に係る買付け等をする場合（特定公開買付者等関係者にあつては同項各号に定めるところにより同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知つた日から、当該伝達を受けた者にあつては当該伝達を受けた日から六月が経過している場合に限る。）

第一百六十七条の二を第一百六十七条の三とし、第一百六十七条の次に次の二条を加える。

（未公表の重要事実の伝達等の禁止）

第一百六十七条の二 上場会社等に係る第一百六十六条第一項に規定する会社関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を同項各号に定めることにより知つたものは、他人に対し、当該業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該業務等に関する重要事実を伝達し、又は当該売買等をすることを勧めてはならない。

2 公開買付者等に係る前条第一項に規定する公開買付者等関係者（同項後段に規定する者を含む。）であつて、当該公開買付者等の公開買付け等事実を同項各号に定めるところにより知つたものは、他人に對し、当該公開買付け等事実について同項の公表がされたこととなる前に、同項に規定する公開買付け等の実施に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等をさせ、又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実に係る場合にあつては当該公開買付け等に係る株券等に係る売付け等をさせることにより当該他人に利益を得させ、又は当該他人の損失の発生を回避させる目的をもつて、当該公開買付け等事実を伝達し、又は当該買付け等若しくは当該売付け等をすることを勧めではならない。

第一百七十二条第二項中「第一百八十五条の七第十二項及び第十三項」を「第一百八十五条の七第十四項及び第十五項」に改め、同条第三項中「第一百八十五条の七第十二項」を「第一百八十五条の七第十四項」に改める。

第一百七十二条の二第一項中「第一百八十五条の七第二十九項」を「第一百八十五条の七第三十一項」に改める。

第一百七十二条の五、第一百七十二条の十第一項及び第一百七十二条の十一第一項中「第一百八十五条の七第十三項」を「第一百八十五条の七第十五項」に改める。

第一百七十三条第一項第四号中「当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 運用対象財産（第二十八条第四項各号に掲げる行為のいずれかを業として行う者が第四十二条第一項に規定する権利者のため運用を行う金銭その他の財産をいう。以下この条から第一百七十五条までにおいて同じ。）の運用として当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等を行つた者 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等をした日の属する月（当該有価証券の売付け等又是有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等に係る手数料、報酬そ

の他の対価の額として内閣府令で定める額

第一百七十四条第一項第四号中「当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月（当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第一百七十四条の二第一項第二号ニ中「当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け

等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次の(1)又は(2)に掲げる当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額」に改め、同号ニに次のように加える。

- (1) 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月（当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額
- (2) (1)に掲げる者以外の者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第一百七十四条の二第一項第二号ニ中「当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次の(1)又は(2)に掲げる当該違反

行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした者の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額」に改め、同号ニに次のように加える。

- (1) 運用対象財産の運用として当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等を行つた者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等をした日の属する月（当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

- (2) (1)に掲げる者以外の者 当該違反行為又は有価証券の売付け等若しくは有価証券の買付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第一百七十五条第一項第三号中「当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該売買等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 運用対象財産の運用として当該売買等を行つた者 当該売買等をした日の属する月（当該売買等が二以上の月にわたつて行われたものである場合には、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三]を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該売買等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額

第一百七十五条第二項第三号中「当該買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として内閣府令で定める額」を「次のイ又はロに掲げる当該買付け等又は売付け等をした者の区分に応じ、当該イ又はロに定める額」に改め、同号に次のように加える。

イ 運用対象財産の運用として当該買付け等又は売付け等を行つた者 当該買付け等又は売付け等を行つた日の属する月（当該買付け等又は売付け等が二以上の月にわたつて行われたものである場合は、これらの月のうち最後の月）における当該運用対象財産のうち内閣府令で定めるものの運用の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三]を乗じて得た額

ロ イに掲げる者以外の者 当該買付け等又は売付け等に係る手数料、報酬その他の対価の額として

#### 内閣府令で定める額

第一百七十五条第九項中「上場会社等又は」を「上場会社等をいい、」に、「若しくは子会社をいう」を「、子会社、資産運用会社及び特定関係法人を含む。次条第十三項において同じ」に、「同条第一項」を「第一百六十六条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(未公表の重要な事実の伝達等の禁止に違反した者に対する課徴金納付命令)

第一百七十五条の二 第一百六十七条の二第一項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為(以下この項において「違反行為」という。)をした者(以下この項において「違反者」という。)があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該売買等をすることを勧められた者(以下この項及び第三項において「情報受領者等」という。)が当該違反行為に係る第六十六条第一項に規定する業務等に関する重要な事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合(同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。)に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に掲げる場

合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

- 一 特定有価証券等に係る第二条第八項第二号又は第三号に掲げる行為、同項第四号に掲げる行為（店頭デリバティブ取引を除く。）、同項第十号に掲げる行為（有価証券の売買を除く。）その他これらに類するものとして政令で定める行為に係る業務（これらに付随する業務として内閣府令で定めるものを含む。以下この項及び次項において「仲介関連業務」という。）に関し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。）当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額
- 二 当該特定有価証券等に係る第二条第八項第九号に掲げる行為に係る業務（以下この号、次項第二号並びに第百八十五条の七第十二項及び第十三項において「募集等業務」という。）に関し違反行為をした場合 次のイ及びロに掲げる額の合計額

- イ 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が

二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二三を乗じて得た額

口 当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該売買等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

2 第百六十七条の二第二項の規定に違反して、同項の伝達をし、又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧める行為（以下この項において「違反行為」という。）をした者（以下この項において「違反者」という。）があるときは、当該違反行為により当該伝達を受けた者又は当該買付け等若しくは売付け等をすることを勧められた者（以下この項及び第四項において「情報受領者等」という。）が当該違反行為に係る公開買付け等事実について第一百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該違反行為に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限り、内閣総理大臣は、次節に定める手続に従い、当該違反者に対し、次の各号に

掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

一 株券等に係る仲介関連業務に關し違反行為をした場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二を乗じて得た額

二 当該株券等に係る募集等業務に關し違反行為をした場合 次のイ及びロに掲げる額の合計額

イ 当該情報受領者等から当該違反者に対し支払われる当該違反行為をした日の属する月（当該月が二以上ある場合には、これらの月のうち最後の月）における仲介関連業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に三を乗じて得た額

ロ 当該募集等業務及び当該募集等業務に併せて行われる第二条第八項第六号に掲げる行為に係る業務の対価の額に相当する額として内閣府令で定める額に二分の一を乗じて得た額

三 前二号に掲げる場合以外の場合 当該違反行為により当該情報受領者等が行つた当該買付け等又は

売付け等によつて得た利得相当額に二分の一を乗じて得た額

3

第一項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一 情報受領者等が特定有価証券等の売付け等をした場合 次のイに掲げる額から次の口に掲げる額を控除した額

イ 当該特定有価証券等の売付け等について当該特定有価証券等の売付け等をした価格にその数量を

乗じて得た額

ロ 当該特定有価証券等の売付け等について第一項の公表がされた後二週間における最も低い価格に

当該特定有価証券等の売付け等の数量を乗じて得た額

一 情報受領者等が特定有価証券等の買付け等をした場合 次のイに掲げる額から次のロに掲げる額を

控除した額

イ 当該特定有価証券等の買付け等について第一項の公表がされた後二週間ににおける最も高い価格に

当該特定有価証券等の買付け等の数量を乗じて得た額

□ 当該特定有価証券等の買付け等について当該特定有価証券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

4 第二項第三号の「利得相当額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（次の各号のいずれにも該当する場合は、当該各号に定める額の合計額）をいう。

一 情報受領者等が株券等の売付け等をした場合 次のイに掲げる額から次の口に掲げる額を控除した

額

イ 当該株券等の売付け等について当該株券等の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

口 当該株券等の売付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該株券等の売付け等の数量を乗じて得た額

二 情報受領者等が株券等の買付け等をした場合 次のイに掲げる額から次の口に掲げる額を控除した  
額

イ 当該株券等の買付け等について第二項の公表がされた後二週間における最も高い価格に当該株券等の買付け等の数量を乗じて得た額

□ 当該株券等の買付け等について当該株券等の買付け等をした価格にその数量を乗じて得た額

5 第三項第一号の「特定有価証券等の売付け等」とは、特定有価証券等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

6 第三項第一号□の「第一項の公表がされた後一二週間における最も低い価格」とは、第一項の公表がされた時から一週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第一百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

7 第三項第二号の「特定有価証券等の買付け等」とは、特定有価証券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

8 第三項第二号イの「第一項の公表がされた後二週間における最も高い価格」とは、第一項の公表がされた時から一週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第一百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

9 第四項第一号の「株券等の売付け等」とは、株券等の売付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）、同項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

10 第四項第一号ロの「第二項の公表がされた後二週間における最も低い価格」とは、第二項の公表がされた時から一週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第一百三十条に規定する最低の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も低い価格をいう。

11 第四項第二号の「株券等の買付け等」とは、株券等の買付け、第二条第二十一項第二号に掲げる取引

(現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)、同項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）その他の政令で定める取引をいう。

12 第四項第二号イの「第二項の公表がされた後二週間ににおける最も高い価格」とは、第二項の公表がされた時から一週間を経過するまでの間の各日における第六十七条の十九又は第一百三十条に規定する最高の価格（当該価格がない場合は、これに相当するものとして内閣府令で定めるものをいい、当該公表がされた日にあつては、内閣府令で定める額とする。）のうち最も高い価格をいう。

13 第一項の規定は、上場会社等の業務として特定伝達等行為（第一百六十七条の二第一項に規定する目的をもつて同項の伝達をし、又は同項の売買等をすることを勧める行為をいう。）をした当該上場会社等の第一百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第一項中「当該違反者」とあるのは、「当該上場会社等」と読み替えるものとする。

14 第二項の規定は、公開買付者等（第一百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいい、同項第一号に規定する親会社を含む。）の業務として特定伝達等行為（第一百六十七条の二第二項に規定する目的をも

つて同項の伝達をし、又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧める行為をいう。）をした当該公開買付者等の第百六十六条第一項第一号に規定する役員等がある場合について準用する。この場合において、第二項中「当該違反者」とあるのは、「当該公開買付者等」と読み替えるものとする。

15 第三項から第十二項までに規定するもののほか、第三項に規定する特定有価証券等の売付け等又は特定有価証券等の買付け等及び第四項に規定する株券等の売付け等又は株券等の買付け等が第二条第二十  
一項第二号に掲げる取引である場合の価格及び数量その他第一項（第十三項において準用する場合を含む。）及び第二項（前項において準用する場合を含む。）の課徴金の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第一百七十六条第四項中「前条第一項」を「第一百七十五条第一項」に、「又は同条第九項」を「同条第九項」に改め、「上場会社等」の下に「前条第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する違反者、同条第十三項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等」を加える。

第一百七十七条中「又は第一百七十五条第一項」を「第一百七十五条第一項」に改め、「第二項」の下に「又は第一百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第

十四項において準用する場合を含む。」を加え、同条第一号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 事件関係人に対し帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

第一百七十七条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第一百七十八条第一項に次の二号を加える。

十七 第百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）又は第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）に該当する事実

第一百七十八条に次の二項を加える。

29 第百七十五条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十二項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為が行われた日から五年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該違反行為又は特定伝達等行為に係る第一項第十七号に掲げる事実について、審判手続開始の決定をすることができな

い。

第一百八十五条第一項中「第一百八十五条の七第十七項」を「第一百八十五条の七第十九項」に改める。

第一百八十五条の七第一項中「又は第一百七十五条第一項」を「第一百七十五条第一項」に改め、「」若しくは第二項の下に「又は第一百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項及び第五項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第六項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第七項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第九項中「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第十項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第十一項中「次項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第十四項」を「第十六項」に改め、同条第二十九項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第十四項」を「第十六項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第二十一項ただし書又は第二十二項ただし書」を「第二十三項ただし書又は第二十四項ただし書」に、「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第二十一項本文又は第二十二項本文」を「第二十三項本文又は第二十四項本文」に、

「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第二十二項ただし書」を「第二十四項ただし書」に、「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第二十一項ただし書」を「第二十三項ただし書」に、「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十一項本文」を「第二十三項本文」に、「又は第十項から第十三項まで」を「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に、「第二十項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十五項」を「第十六項ただし書」を「第十七項ただし書」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第十四項ただし書」を「第十六項ただし書」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第十二項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同項を同条第

十七項とし、同条第十四項中「若しくは第十項から前項まで」を「第十項、第十一項若しくは前二項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「前三項」を「第十項から前項まで」に、「第十六項」を「第十八項」に、「第十五項ただし書」を「第十七項ただし書」に改め、同項の表に次のように加える。

第一百七十五条の二第一項に規定する違反者、同条第二項に規定する特定伝達等行為が行われた日違反者、同条第十三項に規定する上場会社等又は同条第十四項に規定する公開買付者等	第一百七十五条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為又は同条第十三項若しくは第十四項に規定する特定伝達等行為が行われた日 第一百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。）又は本条规定する公開買付者等	第一百七十五条の二第一項
---	---	--------------

第一百八十五条の七第十三項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項又は前二項の決定」を「第七

項、第十項又は第十一項の決定」に改め、同項の表第百七十二条の二第一項に規定する発行者の項及び第一百七十二条の四第一項又は第二項に規定する発行者の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第一百七十七条各号」を「第一百七十七条第一項各号」に改め、同表第百七十二条の十第一項に規定する発行者の項中「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に、「第一百七十七条各号」を「第一百七十七条第一項各号」に改め、同表第百七十二条の十一第一項に規定する発行者の項中「第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十五第一項」に、「第一百七十七条各号」を「第一百七十七条第一項各号」に、

「又は前二項の規定」を「又は本条第十項若しくは第十一項の規定」に、「又は前二項の決定」を「第二十項又は第二十一項の決定」に改め、同表第百七十二条の十二第一項に規定する特定関与者の項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第一百七十七条各号」を「第一百七十七条第一項各号」に改め、同表第百七十五条第一項に規定する者又は同条第九項に規定する上場会社等の項中「第一百七十七条各号」を「第一百七十七条第一項各号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項の次に次の二項を加える。

12 内閣総理大臣は、同一の募集等業務に関し行われた二以上の違反行為（第二百七十五条の二第一項又は第二項に規定する違反行為をいい、同条第十三項及び第十四項に規定する特定伝達等行為を含む。以下

この項及び次項において同じ。）について第一項の決定（第百七十八条第一項第十七号に係るものに限る。）をしなければならないときは、第百七十五条の二第一項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）又は第二項（同条第十四項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）の規定による額に代えて、それぞれの違反行為について、同条第一項第二号イ又は第二項第二号イに掲げる額に、同条第一項第二号ロ又は第二項第二号ロに掲げる額を当該決定の件数で除して得た額を加えた額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

13 内閣総理大臣は、第一項（第百七十八条第一項第十七号に掲げる事実があると認める場合に限る。以下この項において同じ。）又は前項の決定をしなければならない場合において、既に第一項、前項、この項又は第十五項（同号に掲げる事実があると認める場合に限る。）の規定によりなされた一以上の決定に係る募集等業務と同一の募集等業務に関し行われた違反行為について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、第百七十五条の二第一項若しくは第二項又は前項の規定による額に代えて、それぞれの違反行為に係る同条第一項第二号イ

又は第二項第二号イに掲げる額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

第一百八十五条の八第一項及び第二項中「第十一項」を「第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第三項中「前条第十二項」を「前条第十四項」に、「第十三項」を「第十五項」に改め、同条第四項及び第五項中「又は第十項から第十三項まで」を「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に、「同条第十九項」を「同条第二十一項」に改め、同条第六項中「若しくは第十項から第十三項まで」を「第十項、第十一項、第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第七項中「同条第十二項若しくは第十三項」を「同条第十四項若しくは第十五項」に改め、同項第一号中「前条第十二項若しくは第十三項」を「前条第十四項若しくは第十五項」に改め、同条第八項及び第十一項中「又は第十項から第十三項まで」を「第十項、第十一項、第十四項又は第十五項」に改める。

第一百八十五条の十三中「第一百八十五条の七第十七項」を「第一百八十五条の七第十九項」に改める。

第一百八十五条の十五第一項中「第十五項」を「第十七項」に改める。

第一百八十五条の十六中「(平成十一年法律第二百二十五号)」及び「(平成十四年法律第一百五十四

号)」を削る。

第一百八十五条の十八第一項中「第十五項」を「第十七項」に改める。

第一百八十五条の十九中「第一百七十七条第一号」を「第一百七十七条第一項第一号」に改める。

第一百八十七条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣又は内閣総理大臣及び財務大臣は、前項の規定による調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第一百九十条第一項中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十五」を「第二十七條の三十五第一項」に、「第一百七十七条第二号」を「第一百七十七条第一項第三号」に、「第一百八十七条第四号」を「第一百八十七条第一項第四号」に改める。

第一百九十二条中「第一百八十七条第一号」を「第一百八十七条第一項第一号」に改める。

第一百九十二条の次に次の二項を加える。

(法令違反行為を行つた者の氏名等の公表)

第一百九十二条の二 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適當であると認めるときは、内

閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令に違反する行為（以下この条において「法令違反行為」という。）を行つた者の氏名その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するために必要な事項を一般に公表することができる。

第一百九十四条の七第三項中「及び第二項」を「第二項及び第三項（第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、「第一百五十六条の八十」の下に「第一百九十二条の二」を加える。

第一百九十七条の二に次の二号を加える。

十四 第百六十七条の二第一項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の売買等をすることを勧められた者が当該違反に係る第一百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実について同項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る特定有価証券等に係る売買等をした場合（同条第六項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

十五 第百六十七条の二第二項の規定に違反した者（当該違反により同項の伝達を受けた者又は同項の買付け等若しくは売付け等をすることを勧められた者が当該違反に係る公開買付け等事実について第

百六十七条第一項の公表がされたこととなる前に当該違反に係る株券等に係る買付け等又は売付け等をした場合（同条第五項各号に掲げる場合に該当するときを除く。）に限る。）

第一百九十七条の二の次に次の一条を加える。

第一百九十七条の二 第二十八条の二第一号の規定に違反した場合（当該違反が投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。以下この章において同じ。）に関して行われたものである場合に限る。）においては、その行為をした金融商品取引業者等の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百九十八条第二号の次に次の二号を加える。

二の二 第二十八条第一号の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合に限る。）

二の三 第四十二条の七第一項の規定に違反して、報告書を交付せず、若しくは同項に規定する事項を記載しない報告書若しくは虚偽の記載をした報告書を交付した者又は同条第二項において準用する第三十四条の二第四項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

第一百九十八条の三中「違反した場合」の下に「（第三十八条の二第一号の規定に違反した場合にあつては、当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）」を加える。

第一百九十八条の六第二号中「第三十八条第一号」の下に「の規定に違反した者（当該違反が投資運用業に関して行われたものである場合を除く。）」を加え、同条第十一号中「第一百八十七条第四号」を「第一百八十七条第一項第四号」に改め、同条第十一号の四を同条第十一号の五とし、同条第十一号の三を同条第十一号の四とし、同条第十一号の二を同条第十一号の三とし、同条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 第五十六条の三の規定による命令に違反した者

第二百条第十九号中「第一百六十七条の二」を「第一百六十七条の三」に改める。

第二百五条第五号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十、第二十七条の三十五」を「第二十七条の三十第一項若しくは第二項、第二十七条の三十五第一項」に改め、同条第六号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に、「第二十七条の三十五又は第一百七十七条第二号」を「第二十七条の三十五第一項又は第一百七十七条第一項第三号」に改め、同条第十四号を次のように改める。

十四 削除

第二百五条の二第一号中「第百七十七条第一号」を「第百七十七条第一項第一号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第百七十七条第一項第二号の規定による事件関係人に対する処分に違反して物件を提出しない者  
第二百七条第一項第二号中「除く。」の下に「又は第百九十七条の三」を加え、同条第二項中「又は  
第一百九十七条の二」を「第百九十七条の二」に改め、「除く。」の下に「又は第百九十七条の三」を  
加える。

第二百八条第八号中「又は第五十六条の三の規定による命令」を削る。

第二百九条第十一号中「第百八十七条第一号」を「第百八十七条第一項第一号」に改め、同条第十二号  
中「第百八十七条第二号」を「第百八十七条第一項第二号」に改め、同条第十三号中「第百八十七条第三  
号」を「第百八十七条第一項第三号」に改める。

附則第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成二十五年法律第 号) 附則第二条第十一号に規定する存続厚生年金基金（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第一百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第一百七十六条第二項の規定による届出がされているものを除く。）については、当分の間、第三十四条の三第一項（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二）、農業協同組合法第十一条の二の四及び第十一条の十の三、水産業協同組合法第十一条の九（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の二、信用金庫法第八十九条の二、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七条の二、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二、銀行法第十三条の四（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五条）第十条第一項において準用する場合を含む。）及び第五十二条の二の五、保険業法第三百条の二、農林中央金庫法第五十九条の三及び第五十九条の七、信託業法第二十四条の二（保険業法第九十九条第八項（同法第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）並びに

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

第二条 金融商品取引法の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十一号中「規定する投資証券」の下に「新投資口予約権証券」を加え、同条第七項中「同条第十項」を「同条第十三項」に改める。

第五条第一項中「及び第五項」を「第五項、第十項及び第十一項、第七条第四項」に改め、同条第二項第三号中「この条において同じ」を「この条及び第七条において同じ」に、「この条及び」を「この条、第七条第四項及び」に改め、同条第六項中「（前項において準用する場合を含む。以下この項及び第八項において同じ。）」を削り、「第一項」を「同項」に改め、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項の次に次の三項を加える。

10 特定有価証券（その募集又は売出しの状況を勘案して内閣府令で定めるものに限る。以下この条及び第七条第四項において同じ。）の募集又は売出しにつき、第一項の規定により届出書を提出しなければならない会社（以下この条及び第七条において「特定有価証券届出書提出会社」という。）は、当該特

定有価証券の募集又は売出しが既に内閣府令で定める期間継続して行われている場合には、同項の届出書に代えて、内閣府令で定めるところにより、同項第一号に掲げる事項を記載した書面（以下この条及び第七条第三項において「募集事項等記載書面」という。）を提出することができる。ただし、当該募集又は売出しが当該募集事項等記載書面の提出の直前まで行われている場合に限る。

11 前項の規定により募集事項等記載書面を提出する特定有価証券届出書提出会社は、当該募集事項等記載書面を、その提出の日の属する当該特定有価証券の特定期間（第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この項及び第七条第四項において同じ。）の直前の特定期間に係る有価証券報告書及びその添付書類と併せて提出しなければならない。

12 前二項の規定により特定有価証券届出書提出会社が募集事項等記載書面並びに有価証券報告書及びその添付書類を提出した場合には、当該募集事項等記載書面及び有価証券報告書を第一項の届出書とみなして、これらの提出を同項の届出書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

第六条中「第十項」を「第十三項」に改める。

第七条第一項中「第十項」を「第十三項」に改め、同条に次の三項を加える。

3 特定有価証券届出書提出会社（第五条第十項及び第十一項の規定により募集事項等記載書面並びに有価証券報告書及びその添付書類を提出したものに限る。次項及び第五項において同じ。）が、第二十四条の二第一項において読み替えて準用する第一項の規定により当該有価証券報告書の訂正報告書を提出した場合には、当該訂正報告書を第五条第十二項の規定によりみなされた同条第一項の届出書に係る第一項の訂正届出書とみなし、その提出を同項の訂正届出書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

4 特定有価証券届出書提出会社が、第五条第十二項の規定によりみなされた同条第一項の届出書に係る特定有価証券（その募集又は売出しが現に継続して行われているものに限る。）につき、半期報告書（当該特定有価証券に係る特定期間が六月を超えない場合にあつては、有価証券報告書）（以下この項及び次項において「半期報告書等」という。）を提出した場合には、当該半期報告書等を当該届出書に係る第一項の訂正届出書とみなして、その提出を同項の訂正届出書を提出したものとみなして、金融商品取引法令の規定を適用する。

5 第三項の規定は、特定有価証券届出書提出会社（前項の半期報告書等を提出したものに限る。）が第

二十四条の五第五項（当該半期報告書等が有価証券報告書である場合にあつては、第二十四条の二第一項）において読み替えて準用する第一項の規定により当該半期報告書等の訂正報告書を提出した場合について準用する。

第八条第三項及び第九条第一項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十三条の五第一項中「第二十三条まで」を「この条から第二十三条まで」に、「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十四条の六第一項中「である会社」を削り、「又は取締役会の決議」を「若しくは取締役会の決議又はこれらに相当するものとして政令で定める機関の決定（以下この項において「決議等」という。）」「に、「当該決議」を「当該決議等」に、「又は取締役会〔〕を「若しくは取締役会又はこれらに相当するものとして政令で定める会議〔〕に改め、「満了する日」の下に「又はこれに相当するものとして政令で定める日」を加え、「株主総会等の決議」を「株主総会等の決議等」に改め、「株式」の下に「又は持

分」を加え、同条第二項中「第十項」を「第十三項」に、「会社」を「発行者」に改める。

第二十四条の七第三項及び第二十五条第一項中「第十項」を「第十三項」に改める。

第二十七条中「届出書提出外国者」との下に「、第五条第十項から第十二項まで及び第七条第三項から第五項までの規定中「特定有価証券届出書提出会社」とあるのは「特定有価証券届出書提出者」とを、「第十項から第十二項まで、第二十四条の二第四項」の下に「、第二十四条の四の二第六項、第二十四条の四の四第六項」を加える。

第二十七条の二十二の二第一項第一号中「含む」の下に「。以下この号において同じ」を、「」の規定の下に「又は他の法令の規定で同法第一百五十六条第一項の規定に相当するものとして政令で定めるもの」を加える。

第二十七条の二十二の三第一項、第二項、第六項及び第七項並びに第二十七条の二十二の四中「会社」を「発行者」に改める。

第二十七条の三十第二項並びに第二十七条の三十の十一第二項及び第四項中「である会社」を削る。

第四十二条の二第六号中「補てんし」を「補填し」に改め、「よる損失」の下に「又は当該権利者と金

融商品取引業者等との間で行われる有価証券の売買その他の取引に係る金銭の授受の用に供することを目的としてその受益権が取得又は保有されるものとして内閣府令で定める投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する投資信託をいう。）の「元本に生じた損失」を加え、「補てんする」を「補填する」に改める。

第五十六条の二第一項中「若しくは当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（一以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第五十七条の二十三中「若しくは当該指定親会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（一以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十条の十一中「若しくは当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（一以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第六十二条第七項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。次項において同じ。）」を加える。

第六十六条の四十五第一項中「する者、当該信用格付業者から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）」を加える。

第七十五条中「発行者又は当該認可協会から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第七十九条の四中「認定協会又は当該認定協会から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第一百三十九条第二号中「以下」の下に「」の款において」を加える。

第一百五十一条中「発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第一百五十五条の九中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を

受けた者を含む。）」を加える。

第一百五十六条の十五中「清算参加者若しくは当該金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第一百五十六条の二十の十二中「清算参加者若しくは当該外国金融商品取引清算機関から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第一百五十六条の三十四中「証券金融会社若しくは当該証券金融会社から業務の委託を受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この条において同じ。）」を加える。

第一百六十二条の二の見出し中「上場等株券の発行者である会社」を「上場等株券等の発行者」に改め、同条中「又は店頭売買有価証券に該当する株券」を「店頭売買有価証券に該当する株券その他政令で定める有価証券」に、「上場等株券」を「上場等株券等」に改め、「である会社」を削り、「の規定」の

下に「（これらに相当するものとして政令で定める法令の規定を含む。）」を加え、「会社が外国会社」を「発行者が外国の者」に、「金融商品取引業者」を「金融商品取引業者等」に改める。

第一百六十三条第一項中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

第一百六十四条第二項中「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に改める。

第一百六十六条第二項第九号ト中「へまで」を「チまで」に改め、同号トを同号リとし、同号ハからヘまでを同号ホからチまでとし、同号口の次に次のように加える。

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己の投資口の取得

二 投資信託及び投資法人に関する法律第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当て

第一百六十六条第二項第十一号中「第九号ニ」を「第九号ヘ」に改め、同条第四項第二号中「同項第九号ニ」を「同項第九号ヘ」に改め、同条第六項第二号中「新株予約権を有する者が当該新株予約権」を「新株予約権等（新株予約権又は投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。）を有する者が当該新株予約権等」に改め、「株券」の下に「又は第二条第一項第十一号に規

定する投資証券」を加え、同項第四号の二中「」の規定の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項（同法第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定」を加え、「自己の株式の取得についての当該上場会社等の同法第一百五六条第一項」を「自己の株式等（株式又は投資口をいう。以下この号において同じ。）の取得についての当該上場会社等の会社法第一百五六条第一項」に改め、「限る。」の下に「若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第二項の規定による役員会の決議（同条第一項各号に掲げる事項に係るものに限る。）」を加え、「当該自己の株式」を「当該自己の株式等」に、「同法第一百五六条第一項の規定又は」を「会社法第一百五六条第一項の規定若しくは投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の二第一項の規定又は」に、「自己の株式の取得について、」を「自己の株式等の取得について、」に改める。

第一百六十七条第五項第二号中「新株予約権を有する」を「新株予約権（これに準ずるものとして政令で定める権利を含む。）を有する」に改め、「株券」の下に「（これに準ずるものとして政令で定める有価証券を含む。）」を加える。

第一百九十九条中「受けた者」の下に「その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含み、」を加える。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第三条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十五条の二」に改める。

第六章中第十六条の前に次の二条を加える。

第十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものと除く。）をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものと除く。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の

記載をした報告書を交付した者

第十七条第一号中「第二条第一項」を「第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第一条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二条第一項」に、「信託業法第二十四条第一項第一号、第三号又は」を「同法第二十四条第一項第三号若しくは」に改め、同条中第十一号を第十二号とし、第二号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項の規定による報告書（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を交付せず、又は虚偽の記載をした報告書を交付した者

第十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項第一号中「第十六条」を「第十五条の二又は第十六条」に改め、同項第二号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第四号中「第十七条第八号」を「第十七条第九号」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第六項第八号中「銀行等を除く」の下に「。次号及び第十二条の六の二において「外国銀行」という」を、「業務」の下に「（同号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

八の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第十二条の四第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十一條の四第四項の次に次の二項を加える。

いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十一條の六の次に次の二条を加える。

第十一條の六の二 第十条第一項第三号の事業を行う組合は、同条第六項第八号の一の事業を行おうとするときは、当該事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

第十一條の四十五第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第十一條の四十七第一項第六号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行ふ会社」を削り、「次条第三項」を「次号並びに次条第三項及び第四項」に改め、同号の次に次の二号

を加える。

六の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

第十一条の四十七第三項中「規定する子会社対象会社」との下に「、「取得」とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、「主務省令」との下に「同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」とを加える。

第十一条の四十八第一項中「及び同条第一項第七号に掲げる会社」を「同条第一項第六号の二に掲げる会社（特別事業再生会社を除く。）及び同項第七号に掲げる会社並びに特例対象会社」に改め、同条第

三項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社」を「前条第一項第六号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、同項の農業協同組合連合会の特定子会社以外の子会社又は当該農業協同組合連合会が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社（当該農業協同組合連合会の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第十一條の四十九第三項中「規定する子会社対象会社」との下に「、『取得』とあるのは「取得、同項の農業協同組合連合会又はその子会社による同項第四号に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該農業協同組合連合会又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他農林水産省令で定める事由を除く。）」と」を加える。

第十一條の五十第一項中「会社を」を「会社並びに特例対象会社を」に改め、同条第三項中「新たな事

業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として農林水産省令で定める」を「前条第一項第四号に掲げる」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第四号に掲げる会社（第一項の農業協同組合連合会の子会社であるものに限る。）と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第三十条の四第二項第二号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加える。

第九十三条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第九十七条の二第六号中「又は第六号」を「から第六号の二まで」に改める。

第一百一条第一項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の二の二 第十一条の六の二の規定による行政府の認可を受けないで第十条第六項第八号の二の事業を行つたとき。

第一百一条第一項第十八号中「条件（）の下に「第十一条の六の二」」を加える。

（水産業協同組合法の一部改正）

第五条 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項第七号中「業務」の下に「（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第十一条の四の次に次の一条を加える。

（外国銀行代理事業に係る認可）

第十一条の四の二 第十一条第一項第四号の事業を行う組合は、同条第三項第七号の二の事業を行おうとするときは、当該事業の委託を受ける旨の契約の相手方である外国銀行ごとに、主務省令で定めることにより、あらかじめ、行政庁の認可を受けなければならない。

第十一条の十一第一項中「出資」の下に「（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3 前二項の規定は、次に掲げる信用の供与等については、適用しない。

一 国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等

二 信用の供与等を行う組合又はその子会社等と実質的に同一と認められる者に対する信用の供与等その他の政令で定める信用の供与等

第十一条の十一中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 いかなる名義をもつてするかを問わず、又はいかなる方法をもつてするかを問わず、第一項の組合又はその子会社等が同項本文又は第二項前段の規定の適用を免れる目的で信用の供与等を行つた場合であつて、名義人以外の者が実質的に当該信用の供与等を受けるときは、当該信用の供与等は、当該組合又はその子会社等の実質的に当該信用の供与等を受ける者に対する信用の供与等として、これらの規定を適用する。

第十七条の十四第三項中「その他の」を「その他」に改める。

第三十四条の四第二項第一号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加える。

第八十七条第四項第七号中「業務」の下に「（次号に掲げる事業に該当するものを除く。）」を加え、

同号の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第八十七条の三第一項第六号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第三項」を「次号並びに次条第三項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の一 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として主務省令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について主務省令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第三項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）

第八十七条の三第三項中「規定する子会社対象会社」と「の下に」「「取得」とあるのは「取得、同項の連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の一に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項

ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（当該連合会又はその子会社による同項第六号又は第六号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」と「を加える。

第八十七条の四第一項中「及び同条第一項第七号に掲げる会社」を「同条第一項第六号の二に掲げる会社（特別事業再生会社を除く。）及び同項第七号に掲げる会社並びに特例対象会社」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行ふ会社として主務省令で定める会社」を「前条第一項第六号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として主務省令で定める会社（当該会社の議決権を、同項の連合会の特定子会社以外の子会社又は当該連合会が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて有していないものに限る。）及び前条第一項第六号又は第六号の二に掲げる会社（当該連合会の子会社であるものに限る。）と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第九十二条第一項中「第十一條の四第一項」の下に「第十一條の四の二」を、「第六項まで」との

下に「第十一条の四の二中「同条第三項第七号の二」とあるのは「同条第四項第七号の二」とを加える。

第九十三条第二項第七号中「業務」の下に「(次号に掲げる事業に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第九十六条第一項中「第十一条の四第一項」の下に「第十一条の四の二」を、「第四項まで」との下に「第十一条の四の二中「同条第三項第七号の二」とあるのは「同条第二項第七号の二」とを加える。

第九十七条第三項第七号中「業務」の下に「(次号に掲げる事業に該当するものを除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

七の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、主務省令で定めるものに限る。）

第一百条第一項中「第十一條の四第一項」の下に「、第十一條の四の二」を加える。

第一百条の三第五項中「同じ。）と」の下に「、「取得」とあるのは「取得、連合会又はその子会社による同条第五号に掲げる会社の株式又は持分の取得」と、同項ただし書中「当該事由」とあるのは「当該事由（連合会又はその子会社による同号に掲げる会社の株式又は持分の取得その他主務省令で定める事由を除く。）」と」を加える。

第一百条の四第一項中「会社を」を「会社並びに特例対象会社を」に改め、同条第三項中「新たな事業分野を開拓する会社として農林水産省令で定める」を「前条第一項第五号に掲げる」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項の「特例対象会社」とは、前条第一項第五号に掲げる会社（連合会の子会社であるものに限る。）と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第一百二十二条第二項中「受けた者」の下に「（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）」を加える。

第一百二十六条の二第六号中「又は第六号」を「から第六号の一まで」に改める。

第一百三十条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第十一条の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政庁の認可を受けないで第十一条第三項第七号の二、第八十七条第四項第七号の二、第九十三条第二項第七号の二又は第九十七条第三項第七号の二の事業を行つたとき。

第一百三十条第一項第五十三号中「条件」の下に「第十一条の四の二（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第六条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第十二号中「を除く。」の業務」を「以下「外国銀行」という。」を除く。」の事業又は業務（次号の事業に該当するもの及び次条第六項第一号の三の事業を除く。）」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の二 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

第九条の九第六項第一号中「及び第四号」を「第四号から第十一号まで及び第十三号」に改め、同号の次に次の二号を加える。

一の二 信用協同組合、第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫その他内閣総理大臣の定める者（外国銀行を除く。）の事業又は業務（前条第二項第十二号の二の事業及び次号の事業に該当するものを除く。）の代理又は媒介（内閣総理大臣の定めるものに限る。）

一の三 外国銀行の業務の代理又は媒介（外国において行う外国銀行の業務の代理又は媒介であつて、内閣府令で定めるものに限る。）

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第七条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 中小企業等協同組合法第九条の八第二項第十二号の二又は第九条の九第六項第一号の三に掲げる事業（次項において「外国銀行代理業務」という。）を行おうとするとき。

第三条に次の二項を加える。

- 2 前項（同項第二号に係る部分に限る。）の規定による認可は、外国銀行代理業務の委託を受ける旨の契約の相手方である外国の法令に準拠して外国において銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第二項（定義等）に規定する銀行業を営む者（同法第四条第五項（営業の免許）に規定する銀行等を除く。）ごとに、内閣府令で定めるところにより、受けなければならない。

第四条の二第一項第二号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第七項」を「次号並びに次条第七項及び第九項」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第四条の二第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第二項中「その他」を「信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他」に改め、同項ただし書中「当該事由」の下に「（当該信用協同組合又はその子会社による同項第二号又は第二号の二に掲げる会社の株式又は持分の取得その他内閣府令で定める事由を除く。）」を加える。

第四条の三第一項中「及び第三号に掲げる会社」を「第二号の二及び第三号に掲げる会社（同項第二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第七項中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第二号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

9 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第二号又は第二号の二に掲げる会社（当該信用協同組合の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関

係のある会社をいう。

第四条の四第一項第一号中「（昭和五十六年法律第五十九号）」を削り、同項第七号中「又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」を削り、「次条第二項」を「次号並びに次条第二項及び第四項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第二項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

第四条の四第五項中「子会社対象会社」と、「の下に」「同項第二号又は第二号の一」とあるのは「同項第七号又は第七号の一」と、「を加える。

第四条の五第一項中「及び第八号に掲げる会社」を「第七号の一及び第八号に掲げる会社（同項第七号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。）並びに特例対象会社」に改め、同条第二項

中「新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社」を「前条第一項第七号に掲げる会社又は特別事業再生会社」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第一項の「特例対象会社」とは、地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該信用協同組合連合会又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）及び前条第一項第七号又は第七号の二に掲げる会社（当該信用協同組合連合会の子会社であるものに限る。）と内閣府令で定める特殊の関係のある会社をいう。

第五条の四第四号中「第十三号」の下に「から第十五号まで」を加え、同条第五号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第十二条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項」に、「同条各号」を「同項各号」に改め、同项第十五号中「第三条第三号」を「第三条第一項第二号若しくは第四号」に改める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第八条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第二百三十九条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、第一号の次に次の

一号を加える。

二 第十四条第一項（第五十四条第一項又は第五十九条において準用する場合を含む。）の規定による運用報告書を作成せず、又は虚偽の記載をした運用報告書を交付した者

第二百四十六条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百四十八条第一号中「第二百三十九条第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条第四号中「第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二百五十二条第一号中「第一百八十七条第一号」を「第一百八十七条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第一百八十七条第二号」を「第一百八十七条第一項第二号」に改め、同条第三号中「第一百八十七条第三号」を「第一百八十七条第一項第二号」に改め、同条第四号中「第一百八十七条第四号」を「第一百八十七条第三

一項第四号」に改める。

第九条 投資信託及び投資法人に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 投資口及び投資証券（第七十六条—第八十八条）」を  
「第三節 投資口及び投資証券 第二節の二 新投資口予約権

（第七十六条—第八十八条）

に改める。

及び新投資口予約権証券（第八十八条の二—第八十八条の二十三）」

第二条第二十三項中「投資証券」の下に「新投資口予約権証券」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第十七項から第二十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 この法律において「新投資口予約権」とは、投資法人に対しても行使することにより当該投資法人の発行する投資口の交付を受けることができる権利をいう。

18 この法律において「新投資口予約権証券」とは、新投資口予約権を表示する証券をいう。

第九条第一号中「すべて」を「全て」に、「第一百九十四条各号」を「第一百九十四条第一項各号」に改める。

第十四条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「運用報告書」の下に「及び第四項の書面」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「運用報告書」を「書面」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

- 2 . 投資信託委託会社は、前項の運用報告書の交付に代えて、投資信託約款において同項の運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により提供する旨を定めている場合には、当該事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該投資信託委託会社は、前項の運用報告書を交付したものとみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、投資信託委託会社は、受益者から第一項の運用報告書の交付の請求があつた場合には、これを交付しなければならない。
- 4 投資信託委託会社は、内閣府令で定めるところにより、第一項の運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものとして内閣府令で定めるものを記載した書面を作成し、同項の投資信託財産に係る知れている受益者に交付しなければならない。ただし、同項各号に掲げる場合は、この限りでない。

第十七条第一項中「その変更」を「その変更」に、「限る」を「限り、同条第二号に掲げる場合にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く」に改め、同条第八項中「の半数以上であつて、当該受益者」を削る。

第十八条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一项を加える。

2 前項の規定は、その信託契約期間中に受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社が投資信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じることとする委託者指図型投資信託（受益者の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものに限る。）については、適用しない。

第五十四条第一項中「他の信託財産」との下に「第十八条第一項中「受益者が受益権について投資信託の元本の全部又は一部の償還を請求したときは投資信託委託会社」とあるのは「委託者」と、「する」とにより当該請求に応じることとする」とあるのは「することができる」とを加える。

第六十五条第一項中「投資証券」との下に「新株予約権」とあるのは「新投資口予約権」と、

「新株予約権証券」とあるのは「新投資口予約権証券」と、「新株予約権者」とあるのは「新投資口予約権者」と」を加える。

第七十一条第二項中「いう」の下に「。第八十八条の十七第一項において同じ」を加える。

第七十六条に次の二項を加える。

2 会社法第百十三条第二項及び第四項の規定は、発行可能投資口総口数について準用する。この場合において、同項中「第二百三十六条第一項第四号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二第三号」と、「第二百八十二条」とあるのは「投資法人法第八十八条の十八」と、「発行済株式（自己）株式（株式会社が有する自己）の株式をいう。以下同じ。」を除く。」とあるのは「発行済投資口」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十九条第四項中「第八号、第九号」を「第七号から第九号まで」に、「第一百五十五条第八号」を「第一百五十五条第七号中「第二百七十七条」とあるのは「投資法人法第八十八条の十三」と、同条第八号」に改める。

第八十条第一項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第

三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 その資産を主として政令で定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合

## 合

第八十条第二項中「処分」の下に「又は消却」を加え、同条に次の二項を加える。

4 第二項の規定により投資口の処分又は消却を行う場合において、当該投資法人は、役員会の決議により、処分又は消却する自己の投資口の口数を定めなければならない。

5 第二項の規定により投資口の消却をしたときは、内閣府令で定めるところにより、出資総額及び第一百三十五条の出資剰余金の額（以下「出資総額等」という。）から出資総額等のうち消却をした投資口に相当する額を控除しなければならない。

第八十条の次に次の四条を加える。

## （投資口の取得に関する事項の決定）

第八十条の二 投資法人は、前条第一項第一号の規定による規約の定めに従い当該投資法人の投資口を取

得しようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 取得する投資口の口数
  - 二 投資口一口を取得すると引換えに交付する金銭の額又はその算定方法
  - 三 投資口を取得するのと引換えに交付する金銭の総額
  - 四 投資口の譲渡しの申込みの期日
- 2 前項の規定による投資口の取得は、金銭の分配とみなして、第百三十七条第一項、第百三十八条及び第百三十九条の規定を適用する。この場合において、同項中「その投資主に対し、第百三十一条第二項の承認を受けた金銭の分配に係る計算書」とあるのは「第八十条の二第一項第三号に掲げる金銭の総額」と、第百三十八条第一項第二号中「第百三十一条第二項」とあるのは「第八十条の二第三項」とする。
- 3 第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の決議によらなければならない。
  - 4 第一項の投資口の取得の条件は、同項の規定による決定ごとに、均等に定めなければならない。  
(投資主に対する通知等)

第八十条の三 投資法人は、投資主に対し、前条第一項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(譲渡しの申込み)

第八十条の四 前条第一項の規定による通知を受けた投資主は、その有する投資口の譲渡しの申込みをしようとするときは、投資法人に対し、その申込みに係る投資口の口数を明らかにしなければならない。

2 投資法人は、第八十条の二第一項第四号の期日において、前項の投資主が申込みをした投資口の譲受けを承諾したものとみなす。ただし、同項の投資主が申込みをした投資口の総口数（以下この項において「申込総口数」という。）が同条第一項第一号の口数（以下この項において「取得総口数」という。）を超えるときは、取得総口数を申込総口数で除して得た数に前項の投資主が申込みをした投資口の口数を乗じて得た口数（その口数に一口に満たない端数がある場合にあつては、これを切り捨てるものとする。）の投資口の譲受けを承諾したものとみなす。

(市場取引等による投資口の取得)

第八十条の五 第八十一条の二（第四項に係る部分に限る。）から前条までの規定は、投資法人が金融商品

取引法第二条第十七条項に規定する取引所金融商品市場における取引若しくは同法第二十七条の二十一の二第一項ただし書に規定する政令で定める取引又は同法第二十七条の二第六項に規定する公開買付けの方法により当該投資法人の投資口を取得する場合には、適用しない。

2 前項の場合における第八十条の二第一項の規定の適用については、同項中「その都度、次に掲げる事項」とあるのは「あらかじめ、次に掲げる事項（第二号に掲げるものを除く。）」と、「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第四号の期間は、一年を超えることができない」と、同項第四号中「投資口の譲渡しの申込みの期日」とあるのは「投資口を取得することができる期間」とする。

第八十一条第五項中「前条第三項」を「第八十条第三項」に改める。

第八十四条第一項中「第二百十一条」を「から第二百十一条まで」に改め、「第八十二条第一項第三号」との下に「同法第二百十条中「第一百九十九条第一項」とあるのは「投資法人法第八十二条第一項」と、「発行又は自己株式の処分」とあるのは「発行」とを加える。

第八十八条第三項中「出資総額及び第一百三十五条の出資剩余金の額（以下「出資総額等」という。）」を「出資総額等」に改める。

第三編第一章第三節の次に次の一節を加える。

### 第三節の二 新投資口予約権及び新投資口予約権証券

#### (新投資口予約権の内容)

第八十八条の二 投資法人が新投資口予約権を発行するときは、次に掲げる事項を当該新投資口予約権の内容としなければならない。

- 一 当該新投資口予約権の目的である投資口の口数又はその口数の算定方法
- 二 当該新投資口予約権の行使に際して出資される金銭の額又はその算定方法
- 三 当該新投資口予約権を行使することができる期間
- 四 当該新投資口予約権について、当該投資法人が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができることとするときは、次に掲げる事項
  - イ 一定の事由が生じた日に当該投資法人がその新投資口予約権を取得する旨及びその事由
  - ロ 当該投資法人が別に定める日が到来することもつてイの事由とするときは、その旨
  - ハ イの事由が生じた日にイの新投資口予約権の一部を取得することとするときは、その旨及び取得

## する新投資口予約権の一部の決定の方法

二 イの新投資口予約権を取得すると引換えに当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して交付する金銭の額又はその算定方法

五 新投資口予約権行使した新投資口予約権者に交付する投資口の口数に一口に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとするときは、その旨

六 当該新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行することとするときは、その旨

七 前号に規定する場合において、新投資口予約権者が第八十八条の二十一第二項において準用する会社法第二百九十条の規定による請求の全部又は一部をすることができないこととするときは、その旨  
(共有者による権利の行使)

第八十八条の三 新投資口予約権が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該新投資口予約権についての権利行使する者一人を定め、投資法人に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該新投資口予約権についての権利行使することができない。ただし、投資法人が当該権利行使することに同意した場合は、この限りでない。

(新投資口予約権の発行)

第八十八条の四 投資法人は、第八十八条の十三に規定する新投資口予約権無償割当てを行う場合に限り、新投資口予約権を発行することができる。

2 前項の規定により発行する新投資口予約権に係る第八十八条の二第三号の期間は、第八十八条の十四第一項第二号の日から三月を超えることができない。

(新投資口予約権原簿等)

第八十八条の五 投資法人は、新投資口予約権を発行した日以後遅滞なく、新投資口予約権原簿を作成し、次の各号に掲げる新投資口予約権の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 無記名式の新投資口予約権証券が発行されている新投資口予約権（以下この節において「無記名新投資口予約権」という。） 当該新投資口予約権証券の番号並びに当該無記名新投資口予約権の内容及び数

二 前号に掲げる新投資口予約権以外の新投資口予約権 次に掲げる事項

イ 新投資口予約権者の氏名又は名称及び住所

ロ イの新投資口予約権者の有する新投資口予約権の内容及び数

ハ イの新投資口予約権者が新投資口予約権を取得した日

二 ロの新投資口予約権が証券発行新投資口予約権（新投資口予約権であつて、当該新投資口予約権

に係る新投資口予約権証券を発行する旨の定めがあるものをいう。以下この節において同じ。）で

あるときは、当該新投資口予約権（新投資口予約権証券が発行されているものに限る。）に係る新

投資口予約権証券の番号

2 会社法第二百五十二条（第三項第三号を除く。）の規定は新投資口予約権原簿について、同法第二百

五十三条の規定は新投資口予約権者に対してする通知又は催告について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十二条第一項中「その本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）」とあるのは、「投資法人法第一百六十六条第二項第八号に規定する投資主名簿等管理人の営業所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（新投資口予約権の譲渡）

第八十八条の六 新投資口予約権者は、その有する新投資口予約権を譲渡することができる。

- 2 投資法人は、新投資口予約権の譲渡について、役員会の承認を必要とすることその他の制限を設けることができない。

(証券発行新投資口予約権の譲渡)

第八十八条の七 証券発行新投資口予約権の譲渡は、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を交付しなければ、その効力を生じない。

(新投資口予約権の譲渡の対抗要件等)

第八十八条の八 新投資口予約権の譲渡は、その新投資口予約権を取得した者の氏名又は名称及び住所を新投資口予約権原簿に記載し、又は記録しなければ、投資法人その他の第三者に対抗することができない。

- 2 記名式の新投資口予約権証券が発行されている証券発行新投資口予約権についての前項の規定の適用については、同項中「投資法人その他の第三者」とあるのは、「投資法人」とする。
- 3 第一項の規定は、無記名新投資口予約権については、適用しない。

4 会社法第二百五十八条第一項及び第二項の規定は新投資口予約権証券について、同法第二百五十九条及び第二百六十条の規定は新投資口予約権について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 会社法第二百六十七条第一項及び第四項、第二百六十八条（第三項を除く。）、第二百六十九条、第二百七十一条並びに第二百七十二条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項の規定は、新投資口予約権の質入れについて準用する。この場合において、同条第一項中「金銭等」とあり、同条第二項中「金銭等（金銭に限る。）」とあり、及び同条第三項中「金銭等に相当する金額」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### （取得する日の決定）

第八十八条の九 取得条項付新投資口予約権（第八十八条の二第四号イに掲げる事項についての定めがある新投資口予約権をいう。以下この節において同じ。）の内容として同号口に掲げる事項についての定めがある場合には、投資法人は、同号口の日を役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 第八十八条の二第四号口の日を定めたときは、投資法人は、取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、次条第一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者）及びその登録新投資口予約権質権者（前条第五項において準用する会社法第二百六十九条第一項各号に掲げる事項が新投資口予約権原簿に記載され、又は記録された質権者をいう。以下同じ。）に対し、当該日の二週間前までに、当該日を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（取得する新投資口予約権の決定等）

第八十八条の十 投資法人は、新投資口予約権の内容として第八十八条の二第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合において、取得条項付新投資口予約権を取得しようとするときは、その取得する取得条項付新投資口予約権を決定しなければならない。

2 前項の取得条項付新投資口予約権は、役員会の決議によつて定めなければならない。ただし、当該取得条項付新投資口予約権の内容として別段の定めがある場合は、この限りでない。

- 3 第一項の規定による決定をしたときは、投資法人は、同項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者に対し、直ちに、当該取得条項付新投資口予約権を取得する旨を通知しなければならない。

- 4 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

(効力の発生等)

第八十八条の十一 投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由が生じた日（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、第一号に掲げる日又は第二号に掲げる日のいずれか遅い日）に、取得条項付新投資口予約権（同条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合にあつては、前条第一項の規定により決定したもの）を取得する。

- 一 第八十八条の二第四号イの事由が生じた日
- 二 前条第三項の規定による通知の日又は同条第四項の公告の日から二週間を経過した日
- 2 投資法人は、第八十八条の二第四号イの事由が生じた後、遅滞なく、取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者（同号ハに掲げる事項についての定めがある場合に

あつては、前条第一項の規定により決定した取得条項付新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者）に対し、当該事由が生じた旨を通知しなければならない。ただし、第八十八条の九第二項の規定による通知又は同条第三項の公告をしたときは、この限りでない。

3 前項本文の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることができる。

（新投資口予約権の消却）

第八十八条の十二 投資法人は、自己新投資口予約権（投資法人が有する自己の新投資口予約権をいう。以下この節において同じ。）を消却することができる。この場合においては、消却する自己新投資口予約権の内容及び数を定めなければならない。

2 前項後段の規定による決定は、役員会の決議によらなければならない。

（新投資口予約権無償割当て）

第八十八条の十三 投資法人は、投資主に対して新たに払込みをさせないで当該投資法人の新投資口予約権の割当て（以下「新投資口予約権無償割当て」という。）をすることができる。

（新投資口予約権無償割当てに関する事項の決定）

第八十八条の十四　投資法人は、新投資口予約権無償割当てをしようとするときは、その都度、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　投資主に割り当てる新投資口予約権の内容及び数又はその算定方法

二　当該新投資口予約権無償割当てがその効力を生ずる日

2　前項第一号に掲げる事項についての定めは、当該投資法人以外の投資主の有する投資口の口数に応じて同号の新投資口予約権を割り当てる内容とするものでなければならない。

3　第一項各号に掲げる事項の決定は、役員会の決議によらなければならない。

(新投資口予約権無償割当ての効力の発生等)

第八十八条の十五　前条第一項第一号の新投資口予約権の割当てを受けた投資主は、同項第二号の日に、同項第一号の新投資口予約権の新投資口予約権者となる。

2　投資法人は、前条第一項第一号の新投資口予約権についての第八十八条の二第三号の期間の初日の二週間前までに、投資主及びその登録投資口質権者に対し、当該投資主が割当てを受けた新投資口予約権の内容及び数を通知しなければならない。

(新投資口予約権の行使)

第八十八条の十六 新投資口予約権の行使は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 その行使に係る新投資口予約権の内容及び数

二 新投資口予約権を行使する日

2 証券発行新投資口予約権を行使しようとするときは、当該証券発行新投資口予約権の新投資口予約権者は、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を投資法人に提出しなければならない。

ただし、当該新投資口予約権証券が発行されていないときは、この限りでない。

3 投資法人は、自己新投資口予約権を行使することができない。

(新投資口予約権の行使に際しての払込み)

第八十八条の十七 新投資口予約権者は、前条第一項第二号の日に、投資法人が定めた銀行等の払込みの取扱いの場所において、その行使に係る新投資口予約権についての第八十八条の二第二号の金銭の額の全額を払い込まなければならない。

2 新投資口予約権者は、前項の規定による払込みをする債務と投資法人に対する債権とを相殺すること

ができない。

(投資主となる時期)

第八十八条の十八 新投資口予約権を行使した新投資口予約権者は、当該新投資口予約権を行使した日に、当該新投資口予約権の目的である投資口の投資主となる。

(一に満たない端数の処理)

第八十八条の十九 新投資口予約権を行使した場合において、当該新投資口予約権の新投資口予約権者に交付する投資口の口数に一口に満たない端数があるときは、投資法人は、当該新投資口予約権者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を交付しなければならない。ただし、第八十八条の二第五号に掲げる事項についての定めがある場合は、この限りでない。

一 当該投資口が市場価格のある投資口である場合 当該投資口一口の市場価格として内閣府令で定める方法により算定される額

二 前号に掲げる場合以外の場合 一口当たり純資産の額に照らして公正な金額

(新投資口予約権の消滅)

第八十八条の二十 第八十八条の十二第一項の場合のほか、新投資口予約権者がその有する新投資口予約権を行使することができなくなつたときは、当該新投資口予約権は、消滅する。

(新投資口予約権証券の発行等)

第八十八条の二十一 投資法人は、証券発行新投資口予約権を発行した日以後遅滞なく、当該証券発行新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行しなければならない。

2 会社法第二百八十九条から第二百九十二条までの規定は、新投資口予約権証券について準用する。この場合において、同法第二百八十九条中「代表取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役）」とあるのは「執行役員」と、同法第二百九十条中「第二百三十六条第一項第十一号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二第七号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

(新投資口予約権証券の提出に関する公告等)

第八十八条の二十二 投資法人が次の各号に掲げる行為をする場合において、当該各号に定める新投資口予約権に係る新投資口予約権証券を発行しているときは、当該投資法人は、当該行為の効力が生ずる日

までに当該投資法人に対し当該新投資口予約権証券を提出しなければならない旨を当該日の一月前までに、公告し、かつ、当該新投資口予約権の新投資口予約権者及びその登録新投資口予約権質権者には、各別にこれを通知しなければならない。

一 取得条項付新投資口予約権の取得 当該取得条項付新投資口予約権

二 合併（合併により当該投資法人が消滅する場合に限る。） 全部の新投資口予約権

2 投資法人は、前項各号に掲げる行為の効力が生ずる日までに当該投資法人に対して新投資口予約権証券を提出しない者があるときは、当該新投資口予約権証券の提出があるまでの間、当該行為によつて当該新投資口予約権証券に係る新投資口予約権の新投資口予約権者が交付を受けることができる金銭の交付を拒むことができる。

3 第一項各号に定める新投資口予約権に係る新投資口予約権証券は、同項各号に掲げる行為の効力が生ずる日に無効となる。

4 会社法第二百二十条の規定は、第一項各号に掲げる行為をした場合において、新投資口予約権証券を提出することができない者があるときについて準用する。この場合において、同法第二百二十条第一項

中「前条第一項各号」とあるのは「投資法人法第八十八条の二十二第一項各号」と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「投資法人法第八十八条の二十二第二項」と、「金銭等」とあるのは「金銭」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

#### (会社法の準用)

第八十八条の二十三 会社法第八百二十八条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項（第四号に係る部分に限る。）、第八百三十四条（第四号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条第一項及び第三項、第八百三十七条から第八百三十九条まで、第八百四十二条、第八百四十六条並びに第九百三十七条第一項（第一号ハに係る部分に限る。）の規定は新投資口予約権の発行の無効の訴えについて、同法第八百六十八条第一項、第八百七十三条本文、第八百七十二条（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条から第八百七十七条まで及び第八百七十八条第二項の規定はこの項において準用する同法第八百四十二条第二項において準用する同法第八百四十条第二項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第八百二十九条（第三号に係る部分に限る。）、第八百二十四条（第十五号に係る部分に限る

る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十六条から第八百三十八条まで、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号へに係る部分に限る。）の規定は、新投資口予約権の発行の不存在の確認の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十一条第一項に次のただし書を加える。

ただし、一定の日及びその日以後、遅滞なく、投資主総会を招集する旨を規約で定めた場合において、当該規約の定めに従つて開催された直前の投資主総会の日から二十五月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。

第九十九条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第九十一条第一項ただし書の規約の定めがある場合には、投資主総会の決議によつて、執行役員の任期を選任後二年を経過した日の翌日から三十日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとすることができる。

第一百一条第二項を次のように改める。

2 第九十九条第二項及び会社法第三百三十六条第三項の規定は、前項の監督役員の任期について準用す

る。この場合において、第九十九条第二項中「前項」とあるのは「第百一条第一項本文」と、「一年」とあるのは「四年」と、同法第三百三十六条第三項中「第一項」とあるのは「投資法人法第一百一条第一項」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第一百七条第一号中「募集」の下に「並びに新投資口予約権無償割当て」を加え、同条第二号中「投資主名簿」の下に「新投資口予約権原簿」を加え、同条第三号中「及び」を「新投資口予約権証券及び」に改める。

第一百三十六条の見出しを「（利益及び損失の処理）」に改め、同条中「純資産額から」を「純資産額が」に改め、「合計額を」の下に「上回る場合において、当該純資産額から当該出資総額等の合計額を」を加え、同条に次の一項を加える。

2 投資法人は、前項の金銭の分配に係る計算書に基づき、内閣府令で定めるところにより、損失（出資総額等の合計額が貸借対照表上の純資産額を上回る場合において、当該出資総額等の合計額から当該純資産額を控除して得た額をいう。）の全部又は一部を出資総額等から控除することができる。

第一百四十七条第一項中第四号を第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

四 吸収合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、吸収合併存続法人が吸収合併に際して当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対しても当該新投資口予約権に代えて交付する金銭の額又はその算定方法

第一百四十七条の二第四項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 吸収合併消滅法人の新投資口予約権は、効力発生日に、消滅する。

第一百四十八条第一項に次の一号を加える。

七 新設合併消滅法人が新投資口予約権を発行しているときは、新設合併設立法人が新設合併に際して当該新投資口予約権の新投資口予約権者に対して当該新投資口予約権に代えて交付する金銭の額又はその算定方法

第一百四十八条の二に次の一項を加える。

3 新設合併消滅法人の新投資口予約権は、新設合併設立法人の成立の日に、消滅する。

第一百四十九条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。